

## 厚真町地域おこし協力隊・スポーツ振興支援員募集要領

北海道厚真町は、北海道中央南部、太平洋に面する農村地帯で、道都札幌、海洋物流拠点の苫小牧、そして空の玄関口である新千歳空港に近接する人口約 4,500 人の町です。北海道の中でも積雪量が少ない比較的温暖な気候の町で、陸・海・空のすべての交通アクセスに恵まれ、首都圏とも日帰り往復が可能です。

北海道内有数の米どころでもあり、農産物はもちろん、海の幸、山の幸など安心・安全な地元食材をたっぷり味わうことができます。

厚真町には、スポーツ少年団が10団体、中学校2校のうち4つの運動部活動、高校1校のうち2つの運動部活動が存在しますが、近年の少子高齢化や人口減少、部活動指導者の減少等の影響を受け、少年団や部活動の存続が困難な状況に直面しています。この課題解決のために、部活動の地域移行を進め、持続可能な地域部活動の運営体制を構築するとともに、幅広い世代がそれぞれの目的に応じてスポーツに親しむことのできる環境づくりを進めていかなければなりません。そのためには、地域スポーツ振興を担う民間団体の創設が必要であると考えます。

このたび、部活動を含めた地域スポーツ振興を担う民間団体の立ち上げから運営に関わる人材を募集します。

活 動 内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運動部活動及びスポーツ少年団の活動支援</li> <li>2 運動部活動の地域移行化の推進と持続可能な部活動環境の構築</li> <li>3 本町の地域特性に適した青少年スポーツの在り方の検証・検討</li> <li>4 部活動を含む地域スポーツ振興を担う団体の創設・運営</li> <li>5 教育委員会及びスポーツ少年団連絡協議会、近隣市町のスポーツ関係団体との連絡・調整</li> <li>6 生涯スポーツ振興事業に関わる業務</li> <li>7 その他、町教育委員会が指示する業務</li> </ol>
募 集 対 象 者	<p>令和4年4月1日現在で原則として満20歳以上、満60歳以下の方で、次のすべての項目に該当する方が対象になります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 現在、3大都市圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、奈良県及び兵庫県をいう。）をはじめとする都市地域等のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）及び半島振興法（昭和60年法律第63号）に指定された地域以外の地域及び政令指定都市に生活の拠点を置く住民で、本町に住民票を移すことができる方</li> <li>2 本町でのスポーツ振興活動に意欲と情熱を持っていると認められる方</li> <li>3 地域協力活動に意欲と情熱を持っていると認められる方</li> <li>4 心身が健康でかつ、本町内に定住する意欲がある方</li> <li>5 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない方</li> <li>6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない方</li> <li>7 小・中・高生を対象としたスポーツ指導が可能な方 ※教員免許を保有していない方も応募可能です。 ※教員免許保有者（中高保健体育）は優遇します。</li> <li>8 パソコン（ワード、エクセル・パワーポイント・インターネット等）・タブレットの操作ができる方</li> <li>9 他の地域に向けて、ブログやSNS等で情報発信を行える方</li> <li>10 普通自動車免許を取得している又は取得予定の方</li> </ol>

募 集 人 員	スポーツ振興支援員 2名
勤 務 地	厚真町
身 分 ・ 任 期	<p>1 身分 「厚真町地域おこし協力隊・スポーツ振興支援員設置要綱」に基づき、教育長が委嘱します。(雇用契約は結びません)</p> <p>2 任期 委嘱の日から1年間(ただし、年度の途中での委嘱の場合は、委嘱年度終了まで)。1年目終了後に、業務・活動状況などの評価を行い、最長3年まで1年単位で任期を延長することができます。</p>
勤務時間・ 休憩時間	<p>1日6時間以上7時間45分以内、週5日 ※勤務時間は8:00~21:00のうち調整</p>
休日休暇	<p>週休2日(業務内容により土日祝の対応あり)、年末年始6日間 業務委託のため、有給休暇、病気休暇その他の休暇制度はありません。</p>
待遇・福利厚生等	<p>1 報償費 月額265,000円 ※扶養家族がいる場合10,000円上乗せ</p> <p>2 福利厚生費助成 健康保険料及び年金保険料の2分の1相当額を助成 ※個人事業主扱いのため健康保険、公的年金は各自加入となります。</p> <p>3 活動費助成 予算の範囲内で助成(住宅家賃相当分、活動車両維持・燃料費など)</p> <p>4 雇用契約を結ばないことから、雇用保険及び労災保険には加入しません。</p>
応 募 手 続 き 等	<p>1 応募方法 厚真町教育委員会に関係書類を提出してください。</p> <p>2 募集期間 令和4年3月22日以降随時 ※3月の町議会で令和4年度予算が成立次第募集開始とします。 ※応募順に選考を行い、採用者が決定次第募集終了とします。</p> <p>3 提出書類 ①応募用紙 ②活動目標</p> <p>4 受付場所(問い合わせ先) 〒059-1605 北海道勇払郡厚真町本郷 234-6 厚真町スポーツセンター内 厚真町教育委員会社会教育グループ 担当:大垣 電話:0145-27-3775 Mail:shakai@town.atsuma.lg.jp</p>
選 考	<p>1 書類選考(応募用紙・活動目標)</p> <p>2 面接(教育委員会による面接)</p> <p>3 最終合意(条件面のすり合わせを行い採択となります)</p>